

公正、公平な行政が、市民の信頼の基本です

日本理化とこんな関係は、「間違っている」正常化を！

日本理化との関係は不明朗なことが多い。観光農園の増資による買収。サッカースタジアム使用料の無料、固定資産税の免除、ゆらら館の指定管理権の取得、更に旧小野寺北小（1億5千万円の価値があると評価したもの）を無料譲渡。サッカー

スタジアムの利用料 2214 万円の立替え払いは断念させたが、大幅値引きの使用料の条例改正をした。新しい支援策であることは明らかです。不適切、不思議な関係は今も続いている。これで良いのか？考えなくてはならない。

質問 3、県南広域水道整備事業について

針谷「23年前の2001年から何度か県のアンケートに答えたが、市が水を買う根拠になるのか」
総合政策部長「調査に答えたから南摩ダムの水を買う法的根拠がある

訳でない。アンケートに答えたから水を買うことが決定されるものではない」
針谷「すっきりした回答で、その通りだ、評価したい」

副市長・南摩ダムの水を買う約束にはならない

事業参加は議会、市民と話し合いの中で、決めていく

市民と話し合いの中で

針谷「下野、壬生とは協議しているのか」

副市長「あくまで各市町が検討するものとする。

県への回答については下野、壬生とは協議していない。それぞれ回答することになる」

針谷「県の用水供給条件（水需給の見通し）の回答をすると、計画が進められる口実になる可能性がある」

副市長「用水供給単価を算出するための材料で、回答することが事業参加の意思表示になるとは考えていない。単価を含めた資料提示されたときに、市議会、市民の皆様のご意見を伺いながら、事業参画の可否を検討する」



莫大ダムな栃木市負担金・290億円はどうなる？

水道料金大幅アップで、高い水を買わされる市民にするな

10年間に諸物価40%、人件費10%上がっていることを考えると290億円位になると思われる。市も市民の皆さんもこの負担に耐えられるのか。こんな負担、すっぱりと断る

ことが市長の仕事です。市長は県のご機嫌取りではない。村度もほどほどに。公約の「市民第一」を実行すべきです。命の水です。市民には水道水しか選べないのですから。

いくぞう 通信

議会レポート

No.40 号

2024 年 3 月議会報告

後援会事務所 栃木市岩舟町古江 792
TEL・fax 0282-55-8776
携帯 090-9010-7042
Eメール i-hary@cc9.ne.jp

あなたの相談相手、
気軽にお電話ください。
栃木市議会議員 針谷育造

3月議会は2月22日から3月27日までの35日間開催。令和5年度補正予算12件、令和6年度一般会計予算1件、特別会計予算11件、条例制定6件、廃止2件、一部改正20件、財産の取得2件を可決、佐野地区衛生組合決算認定1件、人権擁護委員2名を同意、閉会した。詳しくは議会広報等をご覧ください。



市が日本理化に使用料2214万円を支払う・・・？

・・・その後、法的根拠がない事で市長は撤回・・・当然です

・・・市は日本理化と、どんな関係か？説明してほしい(市民の声)・・・

「何か裏があると・・・思いますよ」・・・(市民の声)

2214万円の補正予算案が議員研究会で示された。市と地域の団体で使用したスタジアムの3年間18回の使用料を、市が支払うという前代未聞の話である。これには市長応援議員(?)も、おかしいと感じた。使用料免除違法判決を受ければ当然日本理化が払うのである。市長もこの予

算は法的根拠がない事に気づき提案を取りやめた。当然のことである。こんなことも分からないほど混乱させる理由の裏に何があるのか。副市長は「業者には何の落ち度は有りません」市政は誰のためにあるのか。市民のためにあることは常識です。
「これを守りなさい。市長」

質問 1、サッカー裁判判決と市の検証について



①なぜ誘致が優先されたのか？

副市長「誘致を優先するために十分な検討をしないまま、具体的な根拠の精査が不十分で実施した」。

針谷「まさに業者への忖度でないのか」

②関係する課の間で、なぜ話し合いが出来なかったのか？

副市長「それぞれの担当課で連携が不十分だった」

針谷「行政の基本が成っていない。信じられないことである」

③説明会、議員研究会で「正当な意見が、反対とは何事だ」!

副市長「出された意見は、安易に考え大きな反対でないと捉えた」

針谷「まともな意見として判決で示された。反対という根拠はなにか」

副市長「原告団（市民）の主張が判決で示されたと思っている。これを教訓として今後改善していく」

④前副市長の責任は→「個々人の責任は究明する必要ないと考える」

針谷「当時の責任ある副市長がなぜ責任がないのか、納得できない」

⑤覚書の見直しは→「判決の結果なので、当然会社側と協議し見直す」

長期、大規模には貸せないスタジアムを、

違法性のある大幅値引きで、今度は貸し付ける

議会も「公園条例の一部改正を 24 人で議決・・・反省なし

使用料 1354 万円が、約 377 万円・・・62% の大幅ダウン・・・

違法判決を受け使用料について検証した結果、使用料を大幅に下げる条例が 3 月議会に上程された。市は改正にあたり「サッカースタジアムのような大規模施設の長期にわたる設置を想定したものでなく、倉庫等の小規模な施設を想定したものであることから、今後は行政財産使用料条例を適用し、公園の土地評価額を使用料算出の額に改めるといふ」

会社に有利な方法を適用するとしか思えない。想定しない貸し出しを認めておいて、再び誤りを犯すことにならないか。市の試算では近隣宅地評価 m^2 2678 円 \times 0.05（行政財産使用料条例の率） \times 28211 m^2 \rightarrow 約 377 万円となり、今までの 1354 万円の 62% 引きとなり大幅ダウン。長期に貸すことが出来ない施設を 28% で貸すという、ウルトラ条例適用？

針谷育、内海、白石議員だけ反対・情けない議会、

他の議員は問題の中身が分からないのか、反省のポーズだけで市民の利益を考えてないのか賛成した？市長も議会も市民の為に仕事をするべきで、会社のためではない。裁判

結果の反省は、何も生かされていない。平然と議決する議会は誰の味方なのか？あなたの近くの議員をチェックしてください。

スタジアム判決を学ばない・市長と議会

議会にも責任が有る」と言っていた議員も賛成した

市長は、議会からの提言を受けたが、同じ誤りを繰り返した。「議会にも責任が有る」言い訳したが、議会も賛成した。

これが栃木市の実態です。こんな市長と議会はダメでしょう？



なぜ議決したのか・説明責任は、今度は議会になります

議員は責任重大です・「賛成理由を説明しなければならない」

質問2、観光農園いわふね貸付金の猶予について

農業生産法人の資格が無いのに、

なぜ返済金を猶予し、請求しないのですか？

針谷「その額は利息含めて平成29年から4781万円滞納になっている。市長はなぜ請求しないのか。市内で他の資金を借りている企業と比べて

も不公平でないのか。役員構成はどうなっているのか」

産業振興部長「農業法人ではないが、いままでの経過もあるので見守って猶予をしていく「農業生産者
針谷「市内の融資を受けた会社には猶予策がないのに、農業法人だからあったが、今は一般の会社でないのか」

は役員にいない。全部日本理化関係の3人の取締役です」

市長「一般の株式会社だが、岩舟フルーツパークには変わりない。性格も変わらない。不公平ではない」

これでいいんですか？市民の皆さん

日本理化だけ、特別優遇していると思いませんか？

